

**「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」等の
一部改正について**

令和 6 年 11 月 12 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進を含めた非上場株式等の取引活性化のため、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」において、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）に係る制度整備、非上場株式等に関する投資勧誘範囲の拡充等を中心として議論を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」、「株主コミュニティに関する規則」、「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について

(1) 50名未満の者に対する特定投資家向け売付け勧誘等を行う場合、特定証券情報と同等の情報ではなく、発行者情報又は発行者情報と同等の情報を提供又は公表することとする。

(第6条第1項)

(2) 金融商品仲介業者に対する指導・監督の規定を追加する。

(第19条)

(3) 会員が特別会員に委託を行う場合における当該会員と当該特別会員の対応が重複する部分についての軽減措置を講じる。

(第20条)

(4) その他所要の整備を図る。

2. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

株主コミュニティへの参加勧誘対象範囲の拡充を図る。

(第9条第2項、第16条の3第1項第2号)

3. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

(1) 「企業価値評価等が可能な特定投資家」の対象に個人の特定投資家を含める。

(第4条の2第1項)

(2) その他所要の整備を図る。

4. 「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

前述1. に伴う所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和6年11月12日から施行する（改正の日から施行することとする。）。

以 上

**「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の
一部改正について**

令和 6 年 11 月 12 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報等の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあつては、<u>発行者情報又は発行者情報</u>と同等の情報とする。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p align="center">第 5 章 内部管理体制</p> <p>(社内規則及び取扱要領)</p> <p>第 12 条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>2 取扱協会員は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>3 取扱協会員は、<u>前項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p align="center">第 6 章 雑 則</p> <p>(金融商品仲介業者に対する指導及び監督)</p>	<p>第 3 章 特定証券情報及び発行者情報</p> <p>(特定証券情報の提供又は公表)</p> <p>第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあつては<u>特定証券情報</u>と同等の情報をいう。以下同じ。）が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p align="center">第 5 章 内部管理体制</p> <p>(社内規則及び取扱要領)</p> <p>第 12 条 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 取扱協会員は、<u>投資勧誘を行う有価証券の区分に変更又は追加がある場合には、あらかじめ第 1 項に定める社内規則及び前項に定める取扱要領の内容を変更し、変更後の取扱要領を本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p align="center">第 6 章 雑 則</p>

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和6年11月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第9条 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、当該投資者に係る当該株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならない。</p> <p>2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。</p> <p>1 当該株主コミュニティ銘柄の保有者</p> <p>2 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員又は従業員</p> <p><u>3</u> 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。）又は関係会社（定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員</p> <p><u>4</u> <u>当該株主コミュニティ銘柄の発行者の取引関係者（当該発行者の指定する当該発行者と取引関係にある者をいう。）の役員又は従業員</u></p> <p><u>5</u> <u>前各号に掲げる者であった者</u></p> <p><u>6</u> <u>第2号に掲げる者又は同号に掲げる者であった者の配偶者又は二親等内の親族</u></p> <p><u>7</u> 特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>3・4 (現行どおり)</p>	<p>第3章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3</u> <u>前2号に掲げる者であった者</u></p> <p><u>4</u> <u>第2号に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族</u></p> <p><u>6</u> (同 左)</p> <p>3・4 (省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 5 章 投資勧誘</p> <p>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例)</p> <p>第 16 条の 3 第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、次の各号に掲げる場合は、株主コミュニティの参加者以外の者（第 9 条第 2 項各号に掲げる者に限る。）に対して、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 11 月 12 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 投資勧誘</p> <p>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例)</p> <p>第 16 条の 3 (同 左)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき</p> <p>2・3 (省 略)</p>

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

令和6年11月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 2 章 投資勧誘の禁止とその特例</p> <p>(企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘)</p> <p>第 4 条の 2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 <u>(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)</u> の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。) のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1～4 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p> <p>第 6 条 協会員は、店頭取扱有価証券（第 2 条第 4 号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。）の募集、売出し（金商法第 13 条第 1 項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。）、私募若しくは私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（特定投資家を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 投資勧誘の禁止とその特例</p> <p>(企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘)</p> <p>第 4 条の 2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1～4 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘)</p> <p>第 6 条 (同 左)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 協会員は、第 1 項の規定により投資勧誘を行った結果、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客（特定投資家 <u>(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項 (同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。)</u> の規定により特定投資家とみなされる者を含む。) をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び次項にお</p>

新	旧
<p data-bbox="204 495 616 533">6～8 (現行どおり)</p> <p data-bbox="432 571 584 609">付 則</p> <p data-bbox="204 647 794 719">この改正は、令和6年11月12日から施行する。</p>	<p data-bbox="866 271 1449 495">いて同じ。) に対し、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明するとともに、顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書を徴求しなければならない。</p> <p data-bbox="842 495 1249 533">6～8 (省 略)</p>

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

令和6年11月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(特定投資家に対する投資勧誘等への準用) 第 49 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の特定投資家向け売付け勧誘等又は私募（金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条から第17条までの規定（第3条第2項、第6条第3項、第7条第3項及び第12条第1項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「店頭有価証券等」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、「私募又は私募の取扱い」とあるのは「私募の取扱い」と、「店頭有価証券」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券」と、第3条第3項中「前項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第50条」と、第7条第2項中「投資信託受益証券」とあるのは「外国投資信託受益証券」と、「3か月以内」とあるのは「6か月以内」と、第10条中「投資信託等」とあるのは「外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、第12条第2項中「前項」及び同条第3項中「前項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第52条」とそれぞれ読み替えるものとする。 2 (現行どおり)</p> <p>(発行者等に対する審査) 第 50 条 取扱協会員（「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第2条第9号に規定する取扱協会員をいう。以下同じ。）は、前条において読み替</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 雑 則</p> <p>(特定投資家に対する投資勧誘等への準用) 第 49 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の特定投資家向け売付け勧誘等又は私募（金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条から第17条までの規定（第3条第2項、第6条第3項、第7条第3項及び第12条第1項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「店頭有価証券等」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、「私募又は私募の取扱い」とあるのは「私募の取扱い」と、「店頭有価証券」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券」と、第3条第3項中「前項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第50条」と、第7条第2項中「投資信託受益証券」とあるのは「外国投資信託受益証券」と、「3か月以内」とあるのは「6か月以内」と、第10条中「投資信託等」とあるのは「外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、第12条第2項中「前項」及び同条第3項中「<u>第1項</u>」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第52条」とそれぞれ読み替えるものとする。 2 (省 略)</p> <p>(発行者等に対する審査) 第 50 条 取扱協会員（「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第2条第9号に規定する取扱協会員をいう。以下同じ。）は、前条において読み替</p>

新	旧
<p>えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条第1項に基づき検証を行う場合、第52条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項について審査を行わなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 外国投資信託受益証券 外国投資信託受益証券にあつては第16条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第14号(第11号ただし書きを除き、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券にあつては第14号を除く。)に掲げる基準に適合していること</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和6年11月12日から施行する。</p>	<p>えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条第1項に基づき検証を行う場合、第52条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項について審査を行わなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 外国投資信託受益証券 外国投資信託受益証券にあつては第16条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第14号(第11号ただし書きを除き、クローズド・エンド型の投資信託受益証券にあつては第14号を除く。)に掲げる基準に適合していること</p> <p>3 (省 略)</p>